

## 奈良県告示第二百五十九号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・四・三〇一 号高田矢田線	大和郡山市南郡山町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び大和郡山市都市建設部まちづくり戦略課並びに奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課ホームページ

三 縦覧期間

令和六年十一月十八日から同年十二月二日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛とし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課に令和六年十二月二日までに必着するよう提出すること。